

(3) 具体事業の展開

まちづくりの方針を実現するために次のような具体事業を展開していく。

まちづくりの方針		具体事業等	事業の概要・方針	事業主体	総合計画での位置づけ	
					さわやかプラン (後期)に位置づ けていくもの	次期基本計画 に位置づけが 望ましいもの
①交通の整備方針	a 生活幹線道路の拡幅整備	ア 香川甘沼線、市道 7115 線の拡幅整備	・東西方向の生活幹線道路として、歩車が分離された安全で快適な歩行者空間を確保する。あわせて聖天橋の架け替えを行う。	県・市	●	○
		イ 市道 0111（香川西方）線の歩道整備	・幅員 12m 程度の生活幹線道路として拡幅し、歩車分離された安全で快適な歩行者空間を確保する。	市		○
	b 交通結節点施設の整備	ア 香川駅の行違い駅化	・ホーム拡張や駅舎の整備等を J R とともに推進する。	市・J R	●	○
		イ 駅前広場の整備	・バスバース、タクシーバース、自家用車バース等の交通結節機能を有した駅前広場を整備する。	市・J R	●	○
		ウ 自転車駐車場の整備	・駅周辺の自転車駐車場を駅前に集約し、恒久的な駐輪場を整備する。	市	○	○
	c 公共交通ネットワークの整備	ア 路線バス及びコミュニティバスの導入	・北部地域を巡回する公共交通（路線バス及びコミュニティバス）の導入を促進する。	市・民間	○	○
		イ J R 相模線の複線化	・複線化を促進し、J R 相模線の利便性強化を図る。	県・市・J R	○	○
		ウ 相鉄いずみ野線の延伸	・周辺市町と一体となって、いずみ野線の湘南台以西への延伸を促進する。	市・民間	○	○
	d 地区内道路の環境改善	ア J R 相模線の踏切改良	・香川踏切、中通り第 1 踏切については、駅前周辺整備において改良を行う。	市・J R	●	○
		イ 狭あい道路の拡幅整備	・4m 未満の狭あい道路について、家屋の建替に伴い後退した用地を取得し、道路整備を行う。	市・住民	○	○
		ウ 地区内道路の安全対策	・交通安全総点検の結果を受け、交通安全施設（道路照明灯、ガードレール、カーブミラー等）を設置し、安全を確保する。	市	○	○
	e 都市間幹線道路の整備	ア 東海岸寒川線の整備	・香川・下寺尾特定土地区画整理事業地区以北の整備を推進する。	市	○	○
		イ 中海岸寒川線の整備	・県道伊勢原藤沢線（大山街道）以北の整備を推進する。	市	○	○
②土地利用の整備方針	a 地域住民の生活に根ざした駅前商業地の創出	ア 商業活性化に向けた支援	・関係機関と連携し、商店経営の近代化や個性化を推進するなど、商店経営に対する支援を行う。	市・民間	○	○
	b 生活幹線道路沿道への生活関連商業施設の土地利用の調整	ア 地域ニーズに対応できる商業の育成	・地域の企業家や後継者の育成を支援し、地場産業の振興を図る。	市・民間		○
	c 計画的な土地利用転換の推進	ア 住環境の整備	・基盤整備が未整備のまま形成された狭小住宅地などは、ミニ区画整理や地区計画などを活用し、計画的な市街地形成を図る。	市・住民		○
③公共施設の整備方針	a 地区拠点機能の強化に伴う施設の再配置	ア コミュニティ施設の整備	・12 の連合会区域ごとの人口規模や公共施設配置状況を総合的に勘案した再配置を検討する。	市	○	○
		イ 地域福祉活動施設の整備	・地域住民が参加し、地域のふれあいや連帯感の醸成を図れるような地域福祉活動施設の整備に対し助成を行う。	市・民間	○	○
		ウ 駅前への交番設置	・交番施設の早期設置を図る。	県・市	○	○
	b 生活利便性向上のための公共サービス施設整備	ア 行政窓口センターの整備	・香川駅周辺地区への行政窓口センター設置を検討する。	市		○
		イ 自治会館の整備改善	・建物の老朽化と地域ニーズに対応した増改築について、自治会とともに推進する。	市・自治会	○	○
		ウ 学校規模の適正化	・児童や生徒数の推移等を見守りながら、必要に応じて学区の変更など、見直しを行う。	市	○	○
		エ 青少年広場の維持	・市民参加による維持管理も含め、地域交流・活動の場の維持を目指す。	市・住民	○	○
		オ 借地による公園の確保	・借地等の手法により、公園用地の確保を目指す。	市・住民	○	○
	c 民地空間における緑の確保	ア 施設の緑化促進	・（仮称）まちづくり総合条例に一定規模以上の共同住宅の緑化や地域の緑地確保を位置づける。	市・住民	○	○
		イ 生垣奨励の推進	・道路に面した部分における生垣整備に対する助成制度を推進し、災害時などの事故を未然に防ぐ。	市・住民	○	○
		ウ 保存樹林、樹木制度の充実	・保存樹林、樹木制度で守られてきた市内の緑を市民緑地契約締結に切り替え、緑の確保を目指す。	市・住民	○	○
		エ 市民緑地制度等による緑の確保	・土地所有者と契約を結び、市民の利用できる緑地を整備、管理する制度を導入し、緑の確保を目指す。	市・住民	○	○
④水と緑の整備方針	a 小出川の自然の保全	ア 小出川沿いの遊歩道整備	・小出川の自然環境を保全するとともに、県や寒川町に働きかけ、自然に調和した河川沿いの土地利用について共同研究を行う。	県・市		○
	b 緑の回遊路の整備	ア 水道道や勘重郎堀を生かした散歩道の整備	・「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館」事業との関わりで、史跡等を回遊するコースの設定や散策路の整備、案内板等の設置を行う。	市・住民	○	○
		イ 七堂伽藍跡の史跡整備	・遺跡内容の確認調査を実施し、史跡整備を進める。	市	○	○
	c 民地空間における緑の確保	ア 施設の緑化促進	・（仮称）まちづくり総合条例に一定規模以上の共同住宅の緑化や地域の緑地確保を位置づける。	市・住民	○	○
⑤地域コミュニティの整備方針	a 住民交流の促進	ア まちをあげた大がかりなまつりの開催	・商業者が中心となった、継続性のあるイベントを商店会と一体になって推進する。	市・住民	○	○
		イ 公民館での催し物の充実	・地域との協力により、各種講座や講演会、集いなど、学習機会の提供に努める。	市・住民	○	○
	b まちづくりへの住民参加の推進	ア 住民参加機会の拡充	・計画、設計、整備、管理段階で広く住民参加を求めている。	市・住民	○	○
	c 民地空間における緑の確保	ア 施設の緑化促進	・（仮称）まちづくり総合条例に一定規模以上の共同住宅の緑化や地域の緑地確保を位置づける。	市・住民	○	○
		イ 生垣奨励の推進	・道路に面した部分における生垣整備に対する助成制度を推進し、災害時などの事故を未然に防ぐ。	市・住民	○	○

●：さわやかプラン（後期：第 4 次、第 5 次）に位置づけが望ましいもの

※総合計画での位置づけ：計画事業、関係機関への要望、研究・検討、定例的業務を含む

さわやかプラン（後期）：計画期間は平成 22 年度（2010 年度）まで

次期基本計画：計画期間は平成 23 年度（2011 年度）から